

第6回 寝屋川市緑の基本計画審議会

議事録

日時：平成31年2月8日（金）午後2時30分から

場所：市役所議会棟5階 第2委員会室

出席者：別添のとおり

司会

定刻になりましたので、ただいまより第6回寝屋川市緑の基本計画審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しいところ、御出席頂き誠にありがとうございます。司会を務めさせていただきますまち建設部の清山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、本日の審議会の出席者につきまして、ただいま、委員10名のうち、9名の出席でありますので、寝屋川市緑の基本計画審議会規則第6条第2号の規定により、本審議会は成立しておりますので、ご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の次第、資料1寝屋川市みどりの基本計画改定版（素案）にかかるパブリック・コメント手続等の結果、資料2寝屋川市みどりの基本計画改定版（素案）への意見のあらまし、資料3寝屋川市みどりの基本計画改定版（素案）の修正内容一覧、資料4寝屋川市みどりの基本計画改定版（報告案）《概要資料》、資料5寝屋川市みどりの基本計画改定版（報告案）、資料6第5回寝屋川市緑の基本計画審議会における意見内容と今後の対応方針、資料7アクションプラン（案）、資料8寝屋川市みどりの基本計画改定版のご報告に関する書面、また、本日追加でお配りした「緑視率調査 追加調査結果報告」をあわせて10種類となっております。お揃いでしょうか。それでは、まち建設部長の大坪より、開会の御挨拶を申し上げます。

大坪部長

まち建設部長の大坪でございます。本日はご多忙のなか、第6回寝屋川市緑の基本計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

平成29年8月の第1回審議会以降およそ2年間に渡り、学識経験者の皆様からの専門的見地によるご指導、ご助言や、各団体推薦者の皆様からは、日ごろよりご活躍なされているお立場による、みどりと関わりや今後の課題などに関するご意見、また、公募市民の方々からは、市民の代表として貴重なご意見を賜り、これらのご意見等を十分に踏まえた計画として策定するべく、事務局として検討を重ねてまいりましたところ、先のパブリック・コメント手続を経て、「みどりの基本計画改定版（報告案）」の取りまとめに至りましたこと、重ねて御礼申し上げます。本日は、パブリック・コメント手続の結果報告とともに、国、大阪府との協議などに基づく変更内容等を反映し

た計画案や、前回審議会でのご意見を踏まえたアクションプラン案について、最終的なご確認を頂きたいと考えています。また、これまでの審議結果を報告案として取りまとめ頂き、本会議終了後、市長にご報告頂く場を設けたいと考えておりますので、増田会長・山野副会長をはじめとして、市長とのご面会、ご報告を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、本日の案件について、後ほど事務局より説明させますので、何卒慎重ご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

司 会 ありがとうございます。開会のご挨拶でも申し上げましたが、本会議終了後の午後4時より、市長に対して取りまとめ頂いた案をご報告賜りたく存じます。つきましては、本会議終了の目安を午後3時30分とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは本日の案件に入らせていただきますので、増田会長、議事進行よろしくお願いいたします。

増田会長 それでは、案件(1)パブリック・コメント手続等の結果報告について、事務局より説明願う。

事 務 局 案件(1)パブリック・コメント手続等の結果報告についてご説明いたします。前方スクリーンまたは資料1「みどりの基本計画改定版（素案）にかかるパブリック・コメント手続等の結果」をご覧ください。

はじめに、パブリック・コメント手続きの結果でございます。平成30年12月3日から平成31年1月10日まで意見を募集したところ、1名の方から計3件のご意見を頂きました。資料2「みどりの基本計画改定版（素案）への意見のあらまし」をあわせてご覧ください。提出頂いたご意見としては、今般の計画改定を契機として、「行政との協働の輪を広げたい」、「自然情報の収集・発信を広げたい」、「子どもたちの活動への参加を広げたい」旨、今後の活動にあたる意思表示を頂いたものでございます。このご意見に対する市の考え方としては、今回、意思表示頂いた内容は、本計画における「5つの基本方針」や重点施策「協働・共助によるみどりのまちづくりの仕組みづくり」における取組として位置づけており、今後、市としても「多様な主体が関わるみどりのプラットフォームの設置」や「様々な情報発信など」を通じて、皆様の活動を促進していく旨の回答を予定しています。

つぎに、国及び大阪府との協議結果でございます。国との協議では文言追記が3件、修正が10件、削除が1件、大阪府との協議では追記が3件、修正が9件ございました。また、これらの協議とあわせて、内部精査を実施したところ、追記が8件、修正が27件、削除が2件ございました。これらの修正

箇所と内容については、資料3「寝屋川市みどりの基本計画改定版（素案）の修正内容一覧」に取りまとめており、本日は、主な修正箇所を抜粋してご説明いたします。修正箇所一覧の4番をご覧ください。みどりの機能を整理した内容の内、環境保全機能に関する記述の「シロヒレタビラやコウガイモなど」の記載について、その名称が貴重種であることを分かりやすく表現するため、文言追記しています。

つぎに、一覧表の5番をご覧ください。各主体の役割を整理した内容の内、学校に関する記述において、「～高校など」と表現していた対象を全て明確に表示するため、「高等専門学校、大学」の文言を追記しています。

つぎに、一覧表の8番をご覧ください。みどりの課題を整理した内容の内、「河川、水路」の記述において、「大阪府レッドデータブック」が「同レッドリスト 2014」に、「環境省レッドリスト」が「同 2018 年版」に更新されるとともに、コウガイモやミズアオイが「絶滅危惧種」から「準絶滅危惧種」にランクダウンしたことを受けて、その旨を修正しています。

つぎに、一覧表の9番をご覧ください。みどりの課題として整理した「農空間」の記述において、生産緑地に関する内容として、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律などを踏まえた貸借による有効活用が必要である」旨を追記しています。

つぎに、一覧表の16番をご覧ください。具体施策1「ワンドを中心とした淀川の自然環境の保全・再生」の本文において、「淀川河川公園」の記載を「淀川河川公園周辺」に、また、「イタセンパラやアユモドキ」の記載について「アユモドキ」は、1997年以降、淀川での生息記録が途絶えているため、「イタセンパラ」のみの表現に改めるなどの修正を行っています。また、同じ箇所における「点野ワンドの植生管理（伐木、外来種の除去等）による環境改善」の記載について、点野親水空間事業の範囲では、高水敷の切り下げのみを実施することから、当該記載を削除し、また「自然環境の連続性の確保」の記載を「水辺との連続性・アクセス性の改善」に改めています。

つぎに、一覧表の22番をご覧ください。具体施策7「都市計画公園緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整」の本文について、「都市計画公園等の評価」は、広域避難場所などの防災機能以外にも、様々な視点を踏まえて実施することから、従前の「防災関連機能のみ」の記載を「必要性や実現性などさまざまな観点により」に改めています。

つぎに、一覧表の29番をご覧ください。具体施策15「市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実」における行政の取組例のうち、「サクラ☆プロジェクトによる桜街道の整備」の記載について、保全の視点を加えることや、他施策との文言統一を図るため、「桜街道の整備、保全」に改めています。

つぎに、一覧表の32番をご覧ください。具体施策23「生産緑地地区の決

定及び特定生産緑地の指定」の本文について、生産緑地に関する記載を充実させるため、本市の生産緑地関連制度の先進的取組である「指定面積要件の下限を定める市条例の制定」に関する記載を追記しています。

つぎに、一覧表の44番をご覧ください。具体施策44「協働・共助によるみどりのまちづくりの推進体制の構築」における行政の取組例について、既存組織である「地域協働協議会などによる取組の促進」を追記しています。

つぎに、一覧表の45番をご覧ください。具体施策47「助成制度の充実」における行政の取組例について、「民有地緑化に対する税制度のインセンティブ」の表現を具体的に示すため、「固定資産税等の減免」に改めています。

つぎに、一覧表の46番をご覧ください。具体施策52「資機材等の提供」における行政の取組例について、既存の取組である「市民活動団体への支援（補助金の交付）」を追記しています。以上が主な修正箇所でございます。その他計画名の変更や文章表現などを修正していますので、資料5の報告案本編などとあわせて、改めてご確認ください。以上で、案件(1)のご説明を終わらせていただきます。

増田会長

法律用語などの文言の加筆・訂正が主な修正内容であると思うが、ご意見が無ければ次の案件に移らせていただきたい。

それでは、案件(2)アクションプラン（案）について事務局より説明願う。

事務局

案件(2)アクションプラン案についてご説明いたします。資料6「第5回寝屋川市緑の基本計画審議会における意見内容と今後の対応方針」及び、資料7「アクションプラン（案）」が関係資料でございます。前回審議会で頂いたご意見を交えながら、修正内容をご説明いたします。資料6のアクションプランに関する意見欄の最上段と、資料7の2ページ、3ページをご覧ください。頂いたご意見の「施策一覧における具体施策と重点施策との関連性について、具体施策を統括した視点により重点施策を掲げる旨の表示とすべき。」との内容を踏まえて、掲載内容全体を「計画本編」に準じた表現に改めています。

つぎに、資料7の62ページ、64ページ、66ページに関する内容です。頂いたご意見の「重点施策の中で、淀川河川公園や寝屋川公園などの国・府が実施する事業に対する市の関わりを明確にするべき。」との内容を踏まえて、各ページの重点施策の方針に関する記載について、計画本編に準拠した内容に改めています。

つぎに、資料7の62ページ、64ページに関する内容です。頂いたご意見の「緑視率などの目標値は、単に「向上」ではなく、例えば10%増などの具体的数値の設定に努めるべき。」との内容を踏まえて、計画的に増加に取り組

む都市計画道路対馬江大利線などで具体的指標を設定しています。なお、具体的な設定根拠として、道路整備区間では「特定樹種を選定し、すでに市域に植樹されている、同種樹木の概ね5年間の生長実績を参考として、目標値を設定しています。また、それ以外の地点では、5年間ごとに5%向上させ、将来的には25%以上の緑視率を目指すことといたします。ここで、本日、追加でお配りした資料「みどりの基本計画 緑視率調査 追加調査結果報告」の3ページをあわせてご覧ください。都市計画道路対馬江大利線1（友呂岐水路付近）の検討結果をお示ししており、上段が現状の測定結果、下段が概ね5年後を想定した将来イメージでございます。

つづいて、資料の8ページをあわせてご覧ください。都市計画道路対馬江大利線5（高柳交差点）の検討結果ですが、当該調査地点は交差点であり、それぞれの角から撮影するために対角距離が長くなり、画角の大半が道路などで占めることや、通行時の視界の妨げになることから植樹ができないため、測定結果が低くなっています。これらの地点以外のご説明は割愛いたしますが、同様に都市計画道路整備に伴う調査地点ごとに検討結果を取りまとめているので、後ほどご確認ください。

つぎに、資料6及び資料7にお戻りください。資料7の62ページに関する内容です。頂いたご意見の「緑化重点地区内のイベント回数について、遊びのイベントや美化活動、地域イベントなど、目指す方向で目標は変わる。」ということや、「実感とかけ離れた表現は避けるべき」などの内容を踏まえて、緑化重点地区の目標値について、開催主体や内容を踏まえたイベントの目的タイプ別にカウントすることとしています。具体的には、年間当たりの「地区内の公園等でのイベントなどの実施回数」について、「ゲートボール、グラウンドゴルフなどの定期利用」と「地域イベントでの利用」に区分し、それぞれの目標値を掲げます。また、これらの利用以外にも、植栽や清掃などのみどりの維持管理活動がございますが、これらをカウントすると膨大な数値となるため、団体数をカウントすることといたしました。なお、定期利用の目標値は「向上」とし、地域イベントの促進を重点的に進めることといたします。これらを踏まえ、「寝屋川市駅周辺地区」の目標値を記載のとおりとし、資料7の64ページ「寝屋川公園駅周辺地区」についても、同様の考え方に基づき、緑視率などの目標値を設定することとしています。

つぎに、資料7の66ページをご覧ください。保全配慮地区の目標値では、現在、国が進める点野親水空間整備に関連し、視点1において「点野ワンドの再整備後に実施する管理運営やイベントにかかわる団体数」を設定し、市民、事業者、学校において、それぞれ1団体の参画を促してまいります。また、視点3では、幹線水路沿いの桜の樹勢回復本数100本を目指してまいります。さらに、視点2の目標値に対して頂いたご意見の「ワンドにおける在

来生物種の確認数」について、「特定種のみ増加や、在来生物 23 種の存在状況の検証は非常に難しく、「現状維持」は当初段階の目標指標としては適切ではないか。」との内容を踏まえて、当面は「現状維持」とするものの、今後は平成 32 年度に改定を予定する市環境基本計画等とも連携した調査・研究を進めてまいります。

つぎに、資料 7 の 68 ページをご覧ください。「協働共助によるみどりのまちづくりの仕組みづくり」の視点 3 の目標値について、頂いたご意見の「プラットフォームの目標」は「設置」以外にも団体数などを増やす指標は不要か。」との内容を踏まえ、「当初 5 年は「設置」とするものの、設置目標が達成されれば、次期プランでの目標値を「参画団体数」に改めてまいります。

つぎに、アクションプランの全体構成について、「重点施策の前に個別施策を掲載した構成とするべき。」とのご意見を受けた修正をしています。以上が、前回審議会において頂いたご意見に関連する修正内容でございます。

最後に、内部精査により変更した具体施策シートの構成についてご説明いたします。資料 7 の 4 ページをご覧ください。具体施策シートの上から「施策名称」、「施策概要」、「関係法令・関連計画」までは変更ありませんが、「実施期間」について、前回提示案では平成 31 年から 35 年までの記載について、次期プランでの取組要否を明確にするための追記を行っています。また、「対応する重点施策」は変更ありませんが、その下に新たな項目として「関連する具体施策」を追記し、事務レベルでの取り扱いにおいて、取組が重複する具体施策を明確にしています。以上が、変更部分でございます。今後は、本日頂いたご意見等を踏まえ、基本計画の策定と並行して、アクションプランの策定に向けた庁内の最終調整を進めてまいります。以上で、案件(2)のご説明を終わらせていただきます。

増田会長 アクションプラン案について、前回から変更した内容について説明頂いた
がお気づきの点などは如何か。

中村委員 地元の緑化委員より、大和公園に隣接する大和神社からの枝葉を伐採した
いと相談を受けている。枝が突出することよりも落葉の処理に困っている。
今後樹木を増やしていったときにどのように対応していけば良いか、本計画
には盛り込まずとも考え方を伺いできればと思う。

増田会長 相隣関係の中で、民法上は無断で枝葉を剪定することはできないが、事務
局の見解は如何か。

事務局 隣地からの枝葉に関する苦情については、市としてもよく耳にしています

が、行政として民地に干渉できる範囲を考えると難しい問題であると考えています。なお、神社からの樹木等の保全については、今回改定する基本計画にも具体施策として掲げており、地域のシンボルとして適切な維持管理を促進するため、行政から神社に対して適正管理の助言を行うことや、保存樹の保全にかかる助成を継続していきたいと考えています。

工藤委員 資料7の62、64ページには目標値として「緑視率」が設定されているが、駅前等は一律5%の向上とする一方で、都市計画道路沿道などは具体的数値を掲げる意図について伺いたい。また、5%向上とは既存数値に5%乗じた割合に向上させるのか、それとも既存数値に5%上乗せするのか。5%上乗せであれば、5ポイント向上と表現するのが一般的ではないか。

事務局 5ポイント向上として、既存数値に5%上乗せすることを考えていますので、表現を改めます。

増田会長 目標値の設定であるので、単純にポイント向上後の割合を示したほうが分かり易い。

事務局 ご指摘のとおり修正いたします。また、一律のポイント表示と具体的数値の設定を分けた意図につきましては、新たに大径木などを植樹しようとする、植栽基盤の改良や維持管理が重要になると考えています。既にインフラが整備されている駅前広場などでは、地下水位や柵の大きさなどの問題があり、樹木の健全な生長が期待できる環境が整っている訳ではなく、これらの改善については、植樹の視点のみならず様々な都市基盤整備などとあわせて行う必要があると考えています。このため、都市基盤整備とあわせて新たに植樹することができる都市計画道路沿道では、今後、より積極的に樹木の生長を促進すべき地点として明確に示すため、ケーススタディを踏まえた具体的数値を目標値として掲げることとしています。

増田会長 理由は分かるが、一方が小数点までの表示によるリアリティのある数値なのは少し違和感がある。市民にとって分かり易い表示として改めて検討いただきたい。ちなみに、アクションプランに用語解説は添付されるのか。

事務局 本編のみに添付する予定でございます。

増田会長 緑視率の解説について、季節や樹木の選定前後などにより変化することなどを示しておくほうがよい。

アクションプランとしてかなり具体的に作りこまれたと思うが、他は如何か。今後文言修正などをされると思うが、それらとあわせて内容の精査に努めていただきたい。それでは、案件(3)審議結果の取りまとめについて事務局より説明願う。

事務局

つぎに、案件(3)審議結果の取りまとめについてご説明いたします。資料8「寝屋川市みどりの基本計画改定版のご報告に関する書面」をご覧ください。本日取りまとめ頂く「基本計画報告案」とともに、市長へご提出頂く書面でございます。内容をご確認いただいた上で、後ほど市長へご提出いただきたく存じます。なお、市長報告の段取りにつきましては、本書面をご確認いただいた後に、詳しくご説明いたします。誠に簡単ではありますが、以上で案件(3)のご説明を終わらせていただきます。

増田会長

会長名により「寝屋川市緑の基本計画審議会において、平成29年8月23日から平成31年2月8日まで6回開催し、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「報告案」を取りまとめました。つきましては、これを十分に踏まえて「寝屋川市みどりの基本計画改定版」を策定し、施策展開を図られますようお願い申し上げます。」ということで、これまでの議論の成果が報告書として取りまとめられたものであるが、ご意見等は如何か。

委員各位

(意義なし。)

増田会長

皆様のご了解を頂いたということで、引き続き事務局より説明願う。

事務局

それでは、案件(3)のご審議はここで終えさせていただき、この後の市長報告の段取りについてご説明申し上げます。報告場所については、市長室へと移らせていただきますが、部屋の都合上、本審議会からのご出席を増田会長、山野副会長をはじめ5名に厳選させていただきたいと考えています。つきましては、本審議会委員名簿の委員構成区分に基づき、学識経験者から2名、各種団体推薦者から2名、公募市民から1名とさせていただきたいと考えています。ご出席頂く委員の選定にあたっては、まずはこの場で皆様に参加意向をお伺いし、ご希望者が設定人数を上回る場合は、抽選とさせて頂くことを事務局としてご提案いたしますが、会長、如何でしょうか。

増田会長

皆様ご了承いただいた上で、ご希望者を確認したいが如何か。
(委員各位の意向を踏まえ、増田会長、山野副会長、大迫委員、中村委員、工藤委員の5名により報告することとなる。)

増田会長

これまでの2か年に亘る審議における感想と今後の施策展開への期待として、各々からお話を頂ければと思う。

それでは、最後に私の方から一言申し上げたいが、平成29年8月から本日までの6回に亘り、熱心なご審議を頂いた審議会において座長を務めさせていただいたが、おかげ様で一定の報告案を取りまとめることができましたこと、改めて感謝を申し上げます。かなり踏み込んだ内容として計画を取りまとめることができたと思うが、皆様方にも行政にも改めてお願いしたいこととして、以前は国や府に対する施策展開の要望根拠としての役割を担ってきた「みどりの基本計画」であるが、今般は市民、事業者、学校、活動団体などの多様な主体が取り組むみどりづくりの指針として役割を果たすことが重要であり、これをうまく活用していただきたい。本日が最終目的ではなく、今後は施策推進の主役であるとともに行政の監視役として、取り組んでいただければと思う。また、行政においては、いかに内部で共有できるか、これを基にいかに施策を推進していけるかが重要であるということについて、これまで座長を預らせて頂いた感謝と今後のお願いを込めて、最後のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

司 会

ありがとうございます。それでは、最後に公園みどり課長の山口より閉会のご挨拶を申し上げます。

山口課長

閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。本日は慎重なるご審議を賜り誠にありがとうございました。今後におきましては、本日取りまとめ頂いた審議結果報告を十分に踏まえ、計画策定手続きを進めてまいりたいと考えており、策定・公表は3月末を予定していますので、確定次第改めてご報告申し上げます。まだまだ酷寒の日々が続きますが、委員の皆様におかれましては、お身体にご自愛いただき、益々ご活躍されますことをご祈念いたしましてお礼のご挨拶とさせていただきます。最後になりますが、平成29年度から2か年に亘るご審議を賜り誠にありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。以上をもちまして、「第6回寝屋川市緑の基本計画審議会」を閉会いたします。それでは、予定どおり午後4時より、市長室において、市長へのご報告を賜りたいと存じます。ご出席頂く皆様には、暫くこの場にてお待ちいただき、午後3時50分に、皆様と一緒に市長室へ移動いたしますので、一旦お席を外される場合は、指定時間までに本会議室へお戻りくださいますようお願い申し上げます。それでは、おつかれさまでした。

以上